

市民ホールの使用料 について



1. 使用料設定の考え方

市民ホール

区分:平日、日中 (1コマ当たり)

「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」

維持管理運営等に要する費用を広くご利用の皆さままで分かち合い。

有料施設を新規に建設し、開設と同時に使用料を設定する場合



かかる経費の見込み額で算定

原価計算すると.....

原価計算
24,670円

利用者の負担緩和を考慮し、現行料金の1.5倍.....

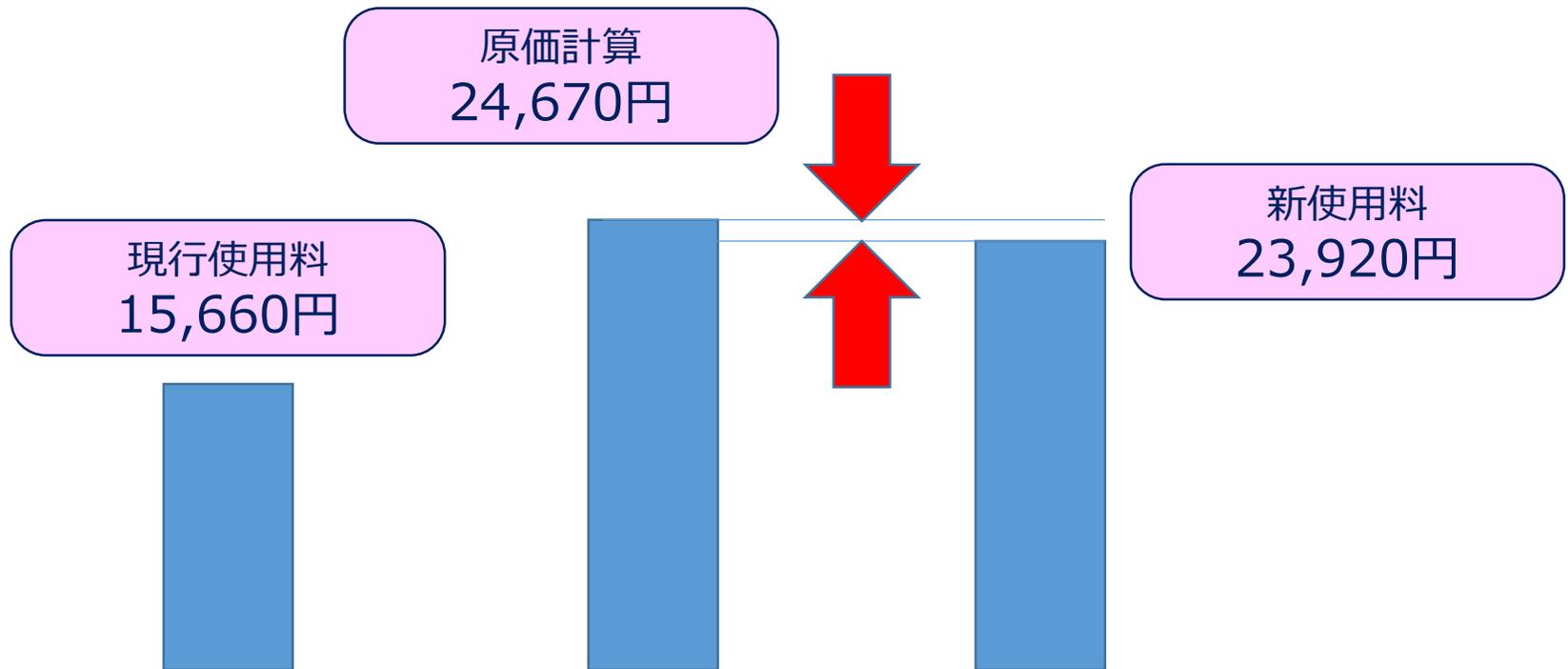
新使用料
23,920円

2. 利用者の負担緩和

市民ホール

区分:平日、日中 (1コマ当たり)

「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」



$$15,660\text{円} \times 1.5\text{倍} \div 1.08 \times 1.10 = 23,920\text{円} \quad (\text{10円未満切り捨て})$$

(消費税8%) (消費税10%)

(単位:円)

区分\時間	午前9時 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後9時
平日	19,130	23,920	23,920	43,050	47,840	66,970
土曜日・日曜日・祝日	21,040	26,310	26,310	47,350	52,620	73,660

備考

- 1 この表において、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。
- 2 規定時間を超えて使用した場合は、その超えた時間1時間につき5,980円を徴収する。
- 3 本市に住所又は事業所を有するもの以外のものが使用するときは、当該使用料の額の2倍に相当する額を徴収する。
- 4 使用料は、控室の使用料を含む。
- 5 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。